

K2 建設工事における技術者制度

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

【平成 25 年(2013 年) 3 月 13 日付け 24 建政技第 361 号「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」及び「建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについての一部改定」について（通知）により改定】

建設工事における技術者制度

1 建設業法等における技術者制度

(1) 建設工事における技術者制度

建設業法においては、建設工事の請負契約の適正な締結・履行の確保及び適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識及びその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に設置することを求めています。

また、工事の品質を確保するため長野県独自に技術者の配置を求めています。

1) 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業)：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外)：一級国家資格者、指導監督的実務経験者(年数規定有)

◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
(工事現場が、当該営業所と同一の土木事務所管内にあること。)
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経営業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

3) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

4) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

5) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければ

ならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

6) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合（別記1：建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて）を除き、他の工事現場との兼任はできません。

表-1 建設業法等における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業			その他 (左以外の21業種)		
		土木工事業 舗装工事業 造園工事業	鋼構造物工事業 管工事業	建築工事業 電気工事業			
建設業 許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	3,000万円 (注1) 以上	3,000万円 (注1) 未満	3,000万円(注1) 以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない。
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額・2,500万円(注2)以上					
	予定価格が「WTO適用基準額」以上で、かつ「特別重点調査」を実施した工事	<u>監理技術者とは別に技術者要件をみたす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件をみたす専任技術者</u>		<u>監理技術者とは別に技術者要件をみたす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件をみたす専任技術者</u>	
監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		

資格者証交付のための講習の受講義務付け

注1) 建築一式工事の場合は4,500万円

注2) 建築一式工事の場合は5,000万円

※1 下線は長野県独自

(2) 主任技術者や監理技術者の要件

主任技術者や監理技術者になるためには、業種ごとに(表-2)の要件を満たしていなければなりません。特に、指定建設業(土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業(注)、造園工事業(注))の監理技術者の要件は国家資格者に限られており、より厳しいものとなっています。

表-2 主任技術者・監理技術者の資格要件

		資格要件
主任技術者		1) 指定学科を修めて卒業後 ①高等学校(旧実業学校を含む。) 5年以上 ②中等教育学校 5年以上 ③高等専門学校(旧専門学校を含む。) 3年以上 ④大学(旧大学を含む。) 3年以上 の実務経験を有するもの。 2) 10年以上の実務経験を有するもの 3) 1・2級施工管理技士等の国家資格者等(「参考資料」参照)
監理技術者	指定建設業以外	1) 1級施工管理技士等の国家試験者「参考資料」参照) 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当するものうち、発注者から直接請負、その請負金額が4,500万円以上(平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事については1,500万円以上)のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有するもの 3) 1)又は2)と同等以上と認められるもの
	指定建設業	1) 1級施工管理技士等の国家資格者等「参考資料」参照) 2) 国土交通大臣特別認定者

(3) 監理技術者資格者証の交付

資格者証は、監理技術者資格を有している者(一級施工管理技士等の国家資格を取得している者又は一定の実務経験を有する者)(表-2参照)に交付されます。

また資格者証の交付のためには、国土交通大臣が指定する講習で資格者証の交付申請前1年以内に行われるものを受講することが義務付けられています。

講習としては、財団法人全国建設研修センター及び財団法人建設業振興基金が共催で実施する「監理技術者講習」が指定されています。

実施機関	住所	TEL
(財)全国建設研修センター	東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル	03-3581-0847
(財)建設業振興基金	東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館	03-5473-1581

(4) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならないとされており、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならないが、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了証(以下、「修了証」という。)についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。

図-2-1 監理技術者資格者証

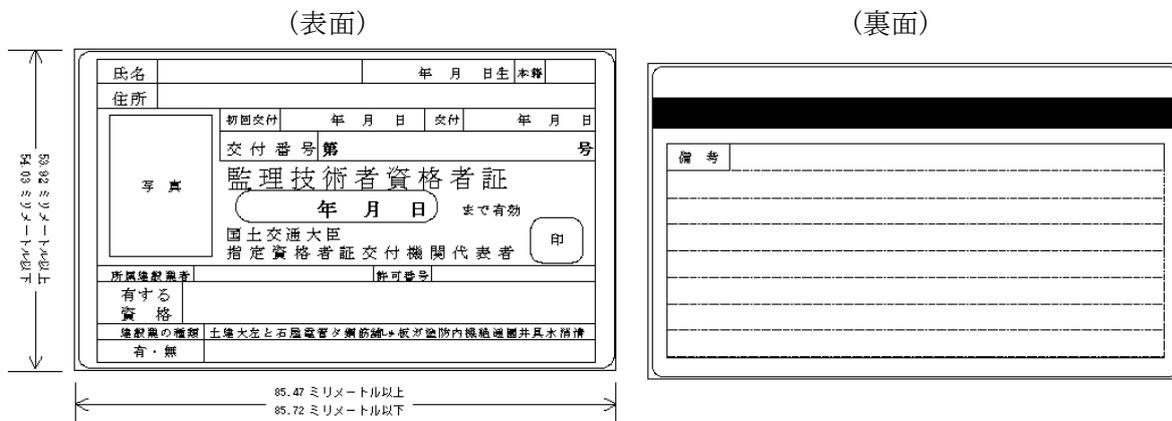


図-2-2 監理技術者講習修了証

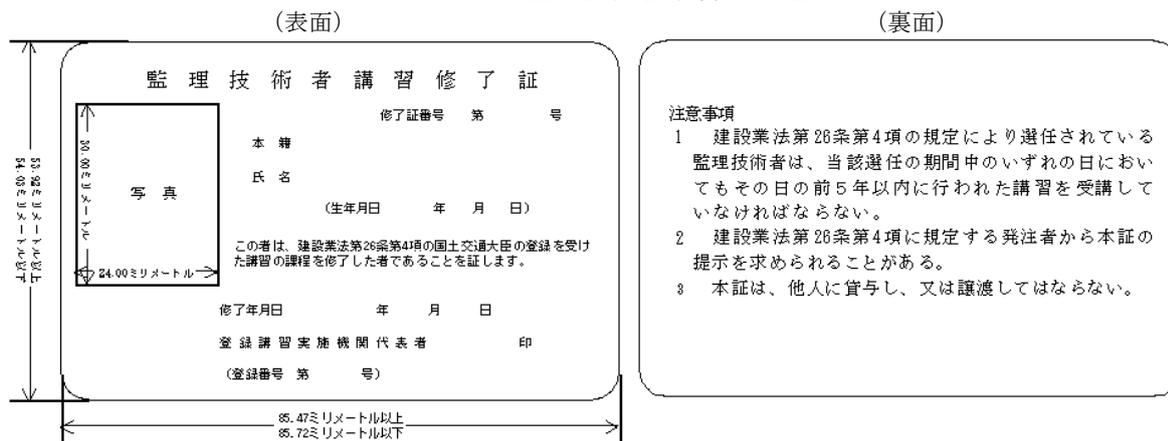
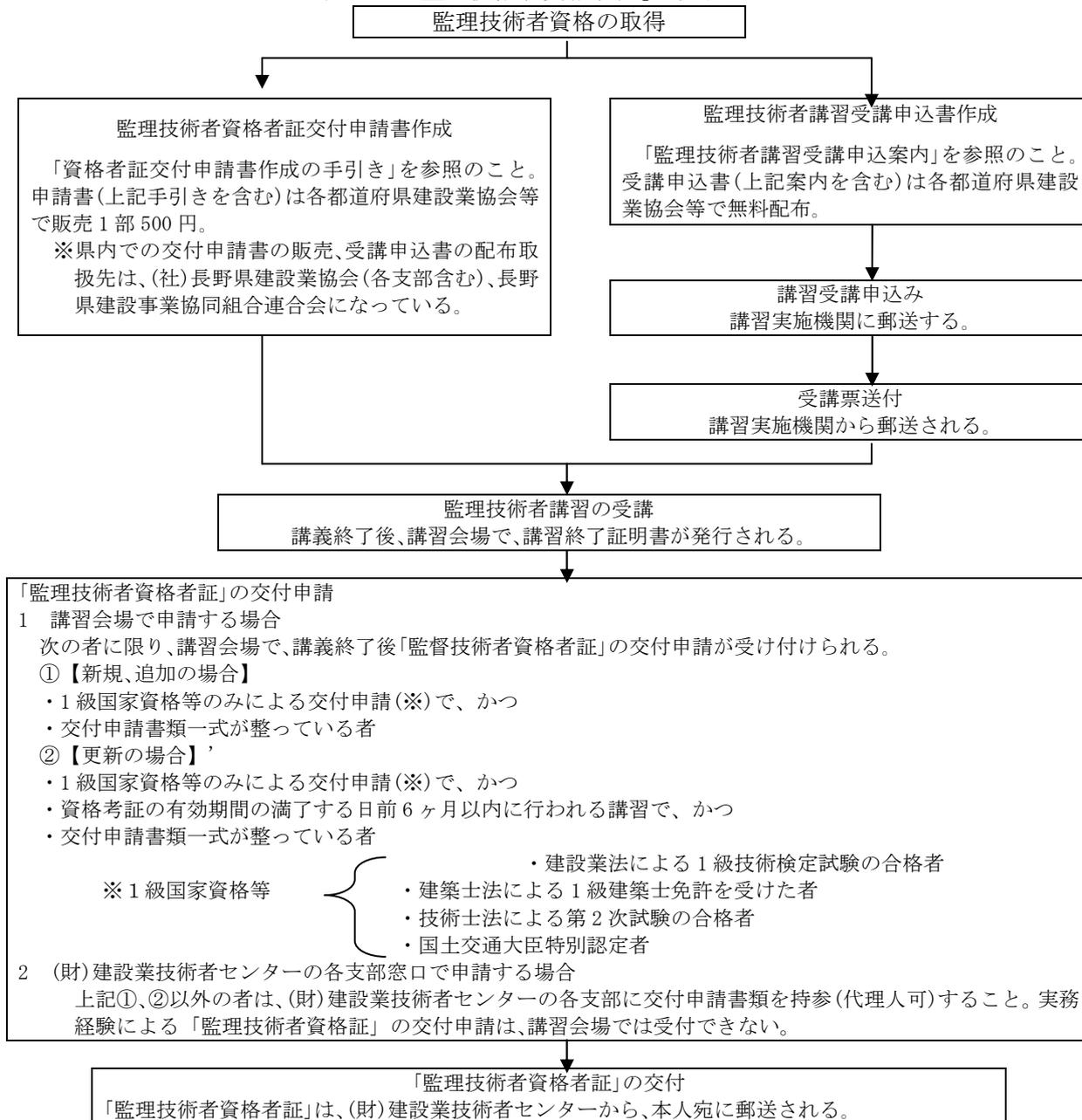


表-3 「監理技術者資格者証」の交付まで



参考資料

建設工事の種類別技術者資格要件（実務経験のみで該当する場合を除く）
 （技能検定 2 級の経験年数は平成 16 年度以降に合格した者の年数）

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
土木一式工事	①技術検定合格者 ・ 1 級又は 2 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ②技術士 2 次試験合格者 ・ 建設部門 ・ 農業部門（農業土木） ・ 林業部門（森林土木） ・ 水産部門（水産土木）	①技術検定合格者 ・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・ 建設部門 ・ 農業部門（農業土木） ・ 林業部門（森林土木） ・ 水産部門（水産土木）
建築一式工事	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級建築施工管理技士（建築） ②建築士免許を受けたもの ・ 1 級建築士 ・ 2 級建築士	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの 1 級建築士
大工工事	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） ②建築士免許を受けたもの ・ 1 級建築士 ・ 2 級建築士 ・ 木造建築士 ③技能検定合格者（1、2 級とも） ・ 建築大工 （2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要）	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・ 1 級建築士
左官工事	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級建築施工管理技士（仕上げ） ②技能検定合格者（1、2 級とも） ・ 左官 （2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要）	①技術検定合格者 ・ 1 級建築施工管理技士
とび・土工・コンクリート工事	①技術検定合格者 ・ 建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） ・ 2 級建築施工管理技士（躯体） ②技術士 2 次試験合格者 ・ 建設部門 ・ 農業部門（農業土木） ・ 林業部門（森林土木） ・ 水産部門（水産土木） ③技能検定合格者（1、2 級とも） ・ とび、とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工 （2 級は合格後 3 年以上 実務経験が必要。） ④（社）地すべり対策技術協会の地すべり防止工事士の登録者 （合格後土木工事に 1 年以上実務経験が必要）	①技術検定合格者 ・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・ 建設部門 ・ 農業部門（農業土木） ・ 林業部門（森林土木） ・ 水産部門（水産土木）

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
石工事	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ・ 2 級建築施工管理技士（仕上げ） ②技能検定合格者（1、2 級とも） <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック建築 ・ ブロック建築工 ・ 石材施工 ・ 石積み ・ 石工 （2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要） <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート積みブロック施工（単一級） 	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士
屋根工事	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設施工管理技士（2 級は仕上げ） ②建築士免許を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士（1 級、2 級） ③技能検定合格者（1 級、2 級とも） <ul style="list-style-type: none"> ・ 板金（建築板金作業） ・ 建築板金 ・ 板金工（建築板金作業） ・ かわらぶき ・ スレート施工 （2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要）	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築士
電気工事	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・電子部門・建設部門 ③電気工事士免状交付者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事士（第 1 種、第 2 種） （2 種は免状交付後 3 年以上の実務経験が必要） ④電気主任技術者免状交付者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気主任技術者（第 1、2、3 種） （免状交付後 5 年以上の実務経験が必要） ⑤次の資格を有し、かつ合格後 1 年以上の実務経験のある者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第 20 条第 3 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき大臣が定める資格を有する者 ・ (社)日本計装工業会の 1 級計装士技術審査に合格した者 	①技術検定合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級電気工事施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・電子部門・建設部門

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
管工事	①技術検定合格者 ・管工事施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・機械部門 (「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」) ・水道部門 ・衛生工学部門 ③技能検定合格者 (1、2 級とも) ・冷凍空気調和機器施工 ・配管 (職業訓令法施行令の部を改正する政令 (昭和 48 年政令第 98 号。以下「改正令」という。) による改正後の配管については「建築配管作業」) ・空気調和設備記管 ・給排水衛生設備配管 ・配管工 (単一級) (2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要。) ④次の資格を有し、かつ合格後 1 年以上の実務経験のある者 ・水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 ・建築士法第 20 条第 3 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき大臣が定める資格を有する者 ・(社) 日本計装工業会の 1 級計装士技術審査に合格した者	①技術検定合格者 ・1 級管工事施工管理技士 ②技術士 2 次試験合格者 ・機械部門 (「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」) ・水道部門 ・衛生工学部門
タイル・れんが・ブロック工事	①技術検定合格考 (2 級は躯体、仕上) ・建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・建築士 (1 級、2 級) ③技能検定合格者 (1、2 級とも) ・タイル張り ・タイル張り工 ・築炉 ・築炉工 ・ブロック建築 ・ブロック建築工 (2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要) ・れんが積み (単一級) ・コンクリート積みブロック施工 (単一級)	①技術検定合格者 ・1 級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・1 級建築士
鋼構造物工事	①技術検定合格者 ・1 級土木施工管理技士 ・1 級建築施工管理技士 ・2 級土木施工管理技士 (土木) ・2 級建築施工管理技士 (躯体) ②建築士免許を受けたもの ・1 級建築士 ③技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 (鋼構造及びコンクリート) ④技能検定合格者 (1、2 級とも) ・鉄工 (1 級は改正令による改正後の鉄工については「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」) ・製罐 (2 級は合格後 3 年以上 の実務経験が必要)	①検定合格者 ・1 級土木施工管理技士 ・1 級建築施工管理技士 ・1 級建築士 ②技術士 2 次試験合格者 ・建設部門 (鋼構造及びコンクリート)

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
鉄筋工事	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(躯体) ②技能検定合格者(1級、2級) ・鉄筋組立て ・鉄筋施工(「鉄筋施工図作成作業」又は「鉄筋組立て作業」) ・鉄筋施工(単一級)(「鉄筋施工図作成作業」又は「鉄筋組立て作業」) (「2級鉄筋組立て」又は「鉄筋施工(単一級)」は合格後 3年以上 の実務経験が必要)	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士
ほ装工事	①技術検定合格者 建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・水産部門(水産土木)	①技術検定合格者 ・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・建設部門
しゅんせつ工事	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木) ②技術士2次試験合格者 ・建設部門	①技術検定合格者 ・1級土木施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・建設部門 ・水産部門(水産土木)
板金工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士(2級は仕上) ②技能検定合格者(1、2級とも) ・板金 ・工場板金 ・建築板金 ・打出し板金 ・板金工 (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要)	①技術検定合格者 ・1級建築施工管理技士
ガラス工事	①技術検定合格者 ・建築施工管理技士(2級は仕上) ②技能検定合格者(1、2級とも) ・ガラス施工 (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。)	①技術検定合格者 ・一級建築施工管理技士
塗装工事	①技術検定合格者 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 2級土木施工管理技士(鉄構造物塗装) 2級建築施工管理技士(仕上) ②技能検定合格者(1、2級とも) ・塗装 ・木工塗装 ・木工塗装工 ・建築塗装 ・建築塗装工 ・金属塗装 ・金屑塗装工 ・噴霧塗装 (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。) ・路面標示施工(単一級)	①技術検定合格者 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
防水工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ 防水施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要）	①技術者検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士
内装仕上工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上） ②建築士免許を受けたもの ・ 建築士（1級、2級） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・ 畳製作 ・ 畳工 ・ 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要）	①技術検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士 ②建築士免許を受けたもの ・ 1級建築士
機械器具設置工事	①技術士2次試験合格者 ・ 機械部門	①技術士2次試験合格者 ・ 機械部門
熱絶縁工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技士（2級は仕上） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ 熱絶縁施工 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要。）	①技術検定合格者 ・ 1級建築施工管理技士
電気通信工事	①技術士2次試験合格者 ・ 電気、電子部門 ②電気通信主任技術者証交付者 （資格者証交付後は、5年以上の実務経験が必要）	①技術士2次試験合格者 ・ 電気、電子部門
造園工事	①技術検定合格者 ・ 造園施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・ 建設部門 ・ 建設部門・林業部門（「林業」又は「森林土木」） ③技能検定合格者（1、2級とも） ・ 造園 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要）	①技術検定合格者 ・ 1級造園施工管理技士 ②技術士2次試験合格者 ・ 林業部門（「林業」又は「森林土木」）
さく井工事	①技術士第2次試験合格者。 ・ 水道部門（「上水道及び工業用水道」） ②技能検定合格者（1、2級とも） ・ さく井 （2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要） ③（社）地すべり対策技術協会の地すべり防止 工事士の登録者（合格後さく井工事に1年以上 の実務経験が必要）	①技術士第2次試験合格者 ・ 水道部門 （「上水道及び工業用水道」）

工事の種類	主任技術者の要件	監理技術者の要件
建具工事	①技術検定合格者 ・ 建築施工管理技師(2級は仕上) ②技能検定合格者(1,2級とも) ・ 木工 ・ 建具製作 ・ 建具工 (1級は「建具製作作業」とするものに限る) ・ カーテンウォール施工 ・ サッシ施工 (2級は合格後 3年以上 の実務経験が必要)	①技術検定合格者 1級建築施工管理技工
水道施設工事	①技術検定合格者 ・ 土木施工管理技士(2級は土木) ②技術士2次試験合格者 ・ 水道部門 ・ 衛生工学部門 (「水質管理」又は「廃棄物処理」)	①技術検定合格者 1級土木施工管理技士 ②技術2次試験合格者 ・ 水道部門 ・ 衛生工学部門 (「水質管理」又は「廃棄物処理」)棄物処理)
消防施設工	・ 消防法の甲種消防設備士 ・ 消防法の乙種消防設備士	
清掃施設工事	①技術士2次試験合格者 ・ 衛生工学部門(「廃棄物処理」に限る)	①技術士2次試験合格者 衛生工学部門(「廃棄物処理/に限る」)

2 工事現場における現場代理人と主任技術者・監理技術者

(1) 主任技術者

- ① 建設業の許可を受けている建設業者が請負工事を施工する場合は、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- ② 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要があります。
また、低価格で落札した建設工事における配置技術者の増員については、予定価格(消費税を含む。)が「WT0適用基準額」※1以上で、かつ「特別重点調査」※2を実施した工事については、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任で配置することとします。(平成24年(2012年)11月28日付け24建政技第256号)
※1「WT0適用基準額」
「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)の適用基準額
※2「特別重点調査」
「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領」(平成23年6月24日付け23建政技第127号)第9の2の規定に基づき実施する調査
- ③ 公共性のある工作物に関する工事とは、
 - 1) 国、地方公共団体の発注する工事
 - 2) 鉄道、道路、ダム、下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事
 - 3) 学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事をいい、個人住宅を除いては殆どの工事がその対象となっています。
 - 4) この主任技術者の専任制は、元請、下請業者に関わらず適用されます。

(2) 現場代理人

- ① 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。
- ② 現場代理人の職務は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することです。なお、個々具体的な契約に当たっては、現場代理人が請負者の一切の権限を行使することが妥当でないこともあるため、契約約款第10条第3項において、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し請負者が自らこれを行使することができるとしています。
 - 1) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領
 - 2) 契約約款第12条第1項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
 - 3) 契約約款第12条第3項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定及びその通知
 - 4) 契約の解除に係る権限
- ③ 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。
- ④ 常駐義務の緩和について
平成23年(2011年)9月28日付け23建政技第204号「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項の一部改正について(通知)」により別記2のとおり現場代理人の兼務が試行されているので留意してください。
なお、常駐規定が緩和(兼務可)されても、営業所専任技術者と現場代理人の兼務は認められません。

(3) 監理技術者

① 監理技術者を必要とする工事

監理技術者とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第26条第1項により配置が義務付けられている主任技術者のうち、下請契約の請負代金の額(下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の総額が3,000万円、建築工事である場合においては4,500万円)以上になる場合において、元請負人たる特定建設業者が配置しなければならないとされる建設業法第15条第2号の基準を充足する技術者です。

② 監理技術者の専任について

監理技術者は、現場ごとに専任で置く必要があります。

3 技術者と専任制

(1) 専任で設置すべき期間

発注者から直接工事を請け負った場合の主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間は、契約工期とするのが基本です。ただし、下請業者においては受け持つ専門工事の施工が断続的であることが多いため、現場稼働期間と考えるのが適当です。

(2) 「専任」と「常駐」について

工事現場への「専任」は、原則として現場に常駐することを求めることですが、発注者との打ち合わせ等のため現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態も含んでいます。ただし、工事現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制であることが必要です。

(3) 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

専任の主任技術者又は監理技術者は、建設工事の適正な施工を確保するために、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣等)
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合(工事期間のみの短期雇用)

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝ 入札参加資格確認申請日

指名競争入札＝ 入札の執行日

随意契約＝ 見積書の提出日

(4) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額(変更)通知書
- (エ) 雇用保険者証

(5) 専任制の特例

専任が必要な工事のうち、密接な関係のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとなっています。ただし、監理技術者についてはこの規定は適用されません。(別記1：建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて)

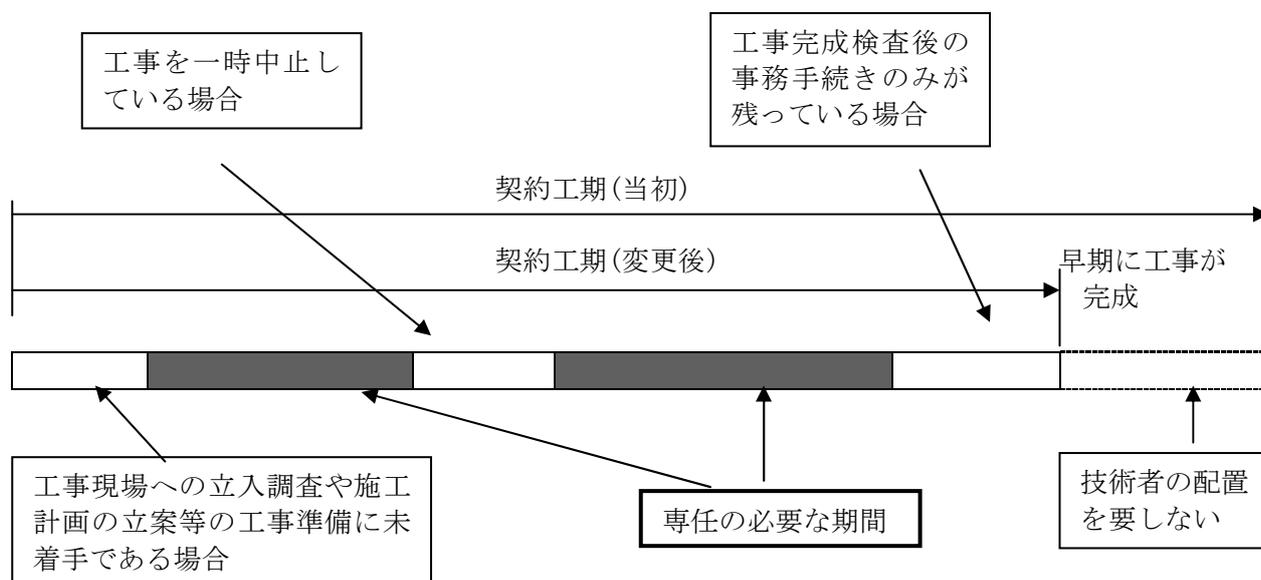
4 専任で設置すべき期間の考え方

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置

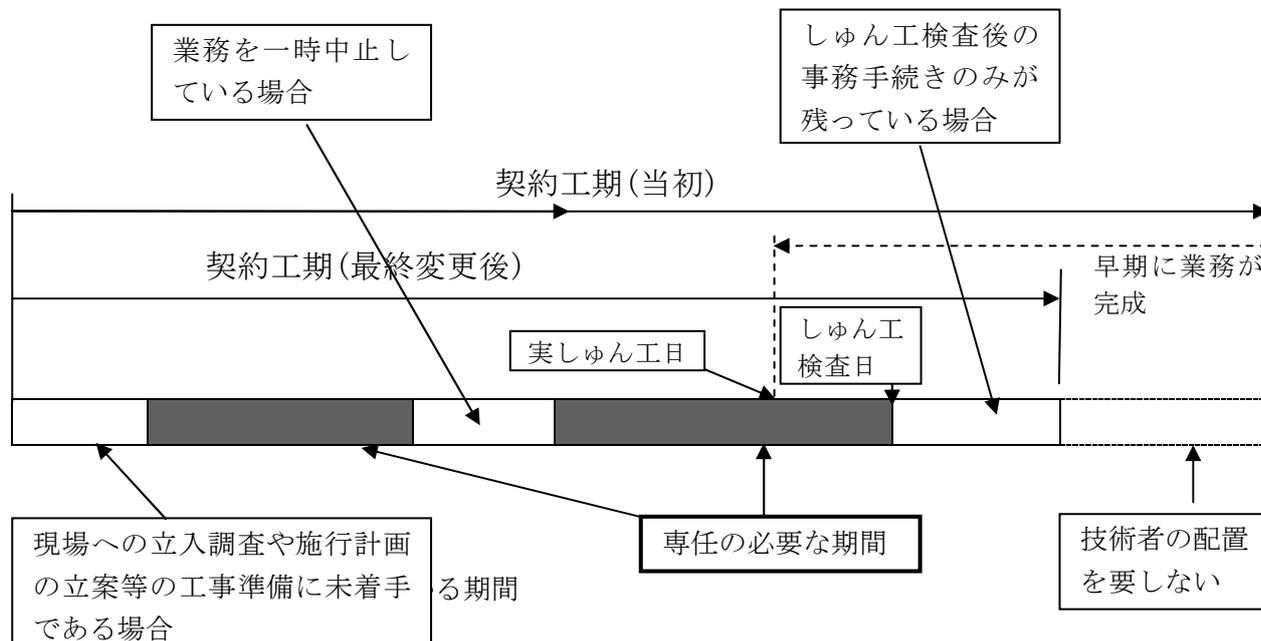
主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にとっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

① 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

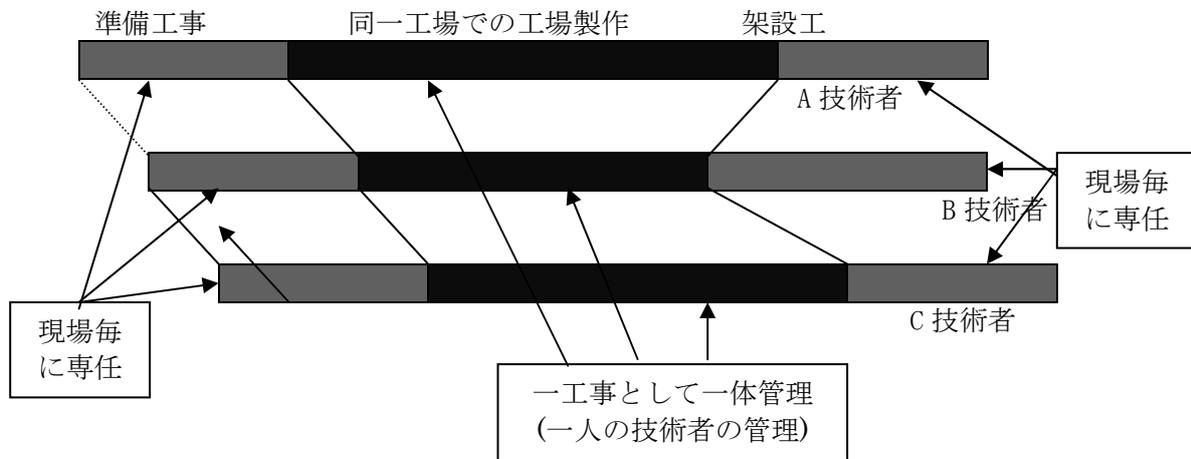
工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事の完成検査が終了し事務手続きのみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これに類する場合には、工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については、必ずしも専任を要しません。



② 最終契約工期内に実際にしゅん工しても、しゅん工検査が工期内に実施されない場合、専任を要する期間は契約工期までですが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制としておいてください。

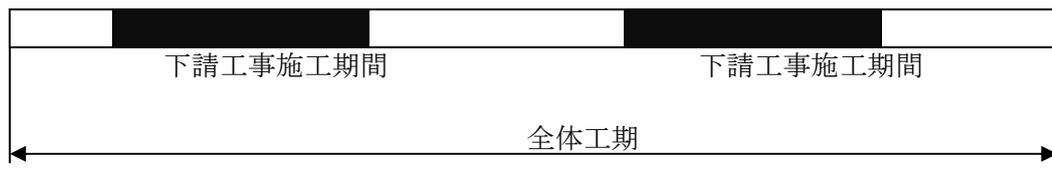


橋梁工事等に含まれる工場製作過程が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合においては、当該工場製作のみが稼働している期間については、必ずしも専任を要しません。



(2) 下請工事における選任の必要な期間について

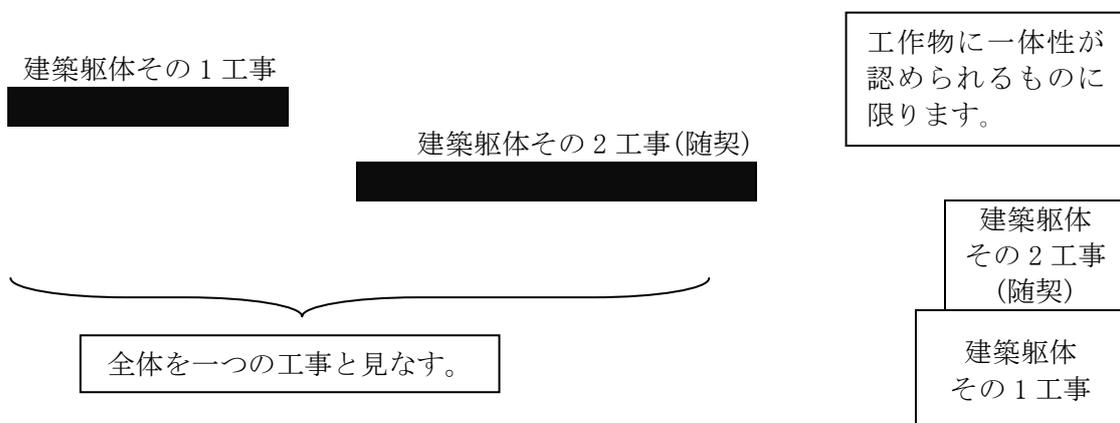
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。



(3) 工事単位の考え方について

発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を管理するものとすることができます。

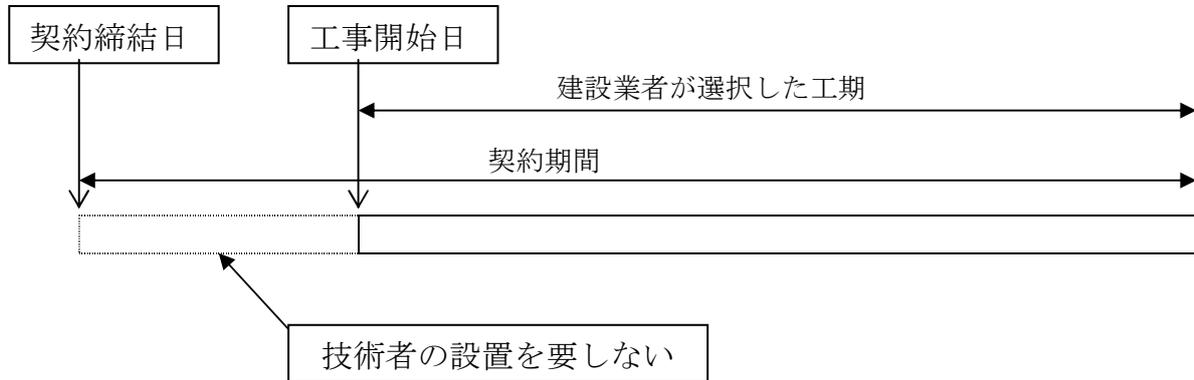
この場合、建設業法第3条第1項(一般建設業と特定建設業の区分)、同法第26条第1項及び第2項(主任技術者と監理技術者の区分)等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。



(4) フレックス工期の取扱いについて

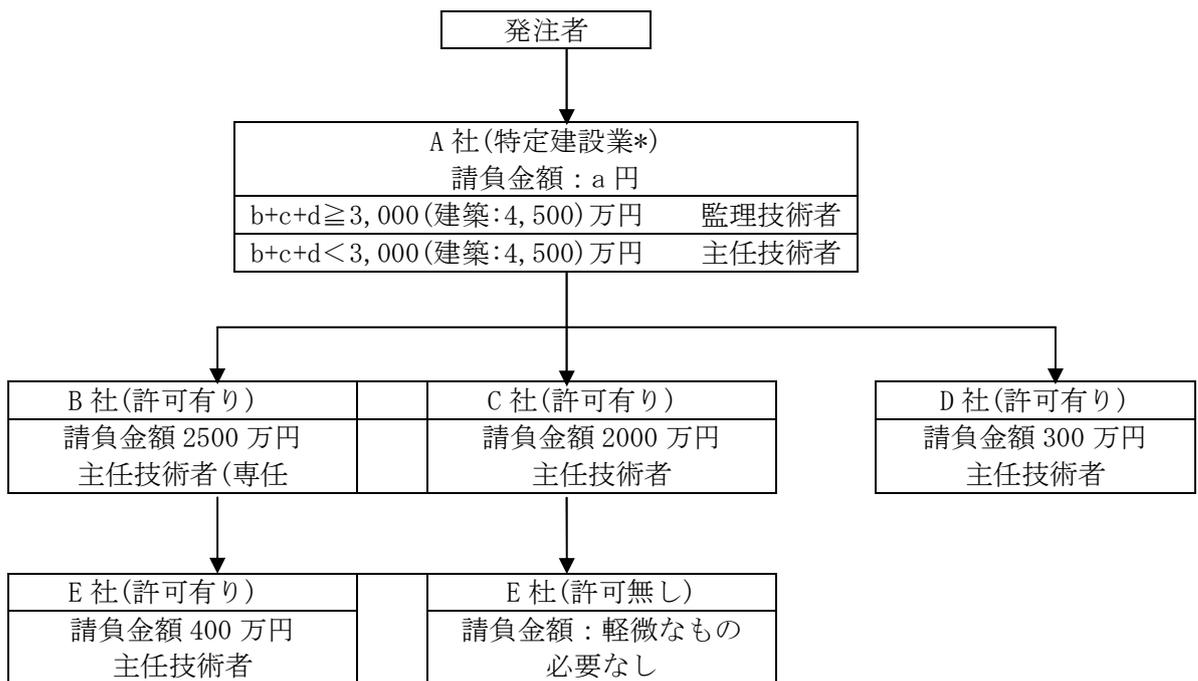
フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手

続上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。)を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から工事開始日までの期間は、技術者を設置することを要しません。



5 県工事における技術者の配置

(1) 元請負人が配置すべき技術者と、下請負人が配置すべき技術者は次の図のとおり。



図一 1 技術者の設置事例

- ※ b、c、dはB社、C社、D社との契約額をさす。
- ※ 契約額は消費税を含む額である。
- ※ 下請であっても500万円以上の工事を行う場合、建設業の許可が必要。
- ※ A社は、総額3,000万円以上の下請負契約を行う場合は、特定建設業の許可を必要とする。

(2) 県工事における技術者の要件等

平成 15 年 8 月 25 日付け 15 監技第 130 号
土木部長、農政部長、林務部長、企業局長通知
発注機関の長あて

土木施工管理技術者制度の適用について（通知）

このことについては、平成元年 6 月 1 日付け元監第 178 号「土木施工管理技術者制度の適用について」により取り扱ってきたところですが、その一部を下記のとおり改正しましたので、適正かつ円滑な施工についてご配慮をお願いします。

記

- 1 変更する内容 下表のように区分する金額を「契約金額」から「予定価格」とする。
- 2 技術者の要件は下表のとおり変更ない。

予定価格	主任技術者又は監理技術者
8,000 万以上	次のア又はイに掲げる者 ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第 15 条第 2 号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 イ 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
3,000 万以上 8,000 万未満	次のア又はイに掲げる者 ア 技術検定のうち、検定種目を一級、二級の建設機械施工若しくは一級、二級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第 15 条第 2 号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 ただし、監理技術者については一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものに合格した者又は同法第 15 条第 2 号ハの規定により国土交通大臣の認定した者。 イ 上記イに掲げる者。

- 3 適用は平成 15 年 9 月 1 日以降公告する工事から適用する。
- 4 下請契約にも適用することとし、その場合には「予定価格」は「契約金額」と読み替える。

※ 土木工事に適用

工事現場に置かなければならない技術者

請負金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円		
軽微な工事の金額	500万円(建以外)	1,500万円(建)						
専任制適用金額 注) K2-2 参照		2,500万円(建築以外)			5,000万円(建築)	(法第3条第1項、令第1条の2)		
下請制限額			3,000万円(建築以外)	4,500万円(建築)		(法第3条第1項2号、令第2条)		
現場の技術者の別 注) K2-2 参照	主任技術者							
業種	(法第26条第1項、法第7条第1項2号イ、ロ、ハ)							
指定建設業 以外の21業種	建設業の許可を要しない工事	兼任可	500万円	2,500万円	3,000万円	専任必要		
							電気工事業	下請制限額以上となる下請契約をする場合は監視技術者が必要となる 監視技術者資格証の携帯が必要 (1級の国家資格者又は一定の実務経験を有する者) (施工体制台帳の備付け、施工体系図の掲示義務付け) (法第24条の7第1項・第4項、令第7条の4)
							造園工事業	
							管工事業	
							鋼構造物工事業	
							舗装工事業	
							土木工事業	
建築工事業	監視技術者資格証の携帯が必要 (1級国家資格等を有している者)							
指定建設業	1,500万円	4,500万円	5,000万円					
県	実務経験者以上(兼任可)		2,500万円(専任)	3,000万円	2級等以上(専任)	8,000万円以上1級等(専任)		
(土木)					国家資格者(1級等、専任)			

注) K2-2 参照

6 専門技術者とは

土木工事業又は建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有するものを工事現場に置かなければなりません。これを専門技術者といいます。

例えば、建築一式工事を施工する場合で、大工工事、屋根工事、電気工事などの一式工事の内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとする場合は、それぞれの工事種類ごとの主任技術者の資格を有する者＝専門技術者を置かなければなりません。

この場合は、一式工事業者の主任技術者又は監理技術者が、専門工事の資格者の要件をそなえていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

例えば、土木一式の工事に含まれる電気工事を行う場合に考えられる専門技術者の配置は、

- ・ 自らの会社に所属する電気工事の主任技術者の資格をそなえた専門技術者を配置する。
- ・ 電気工事業の許可を受けた建設業者と契約し、下請施工とする。その場合には、その下請負人が電気工事の主任技術者を配置する。

7 共同企業体(JV)と技術者

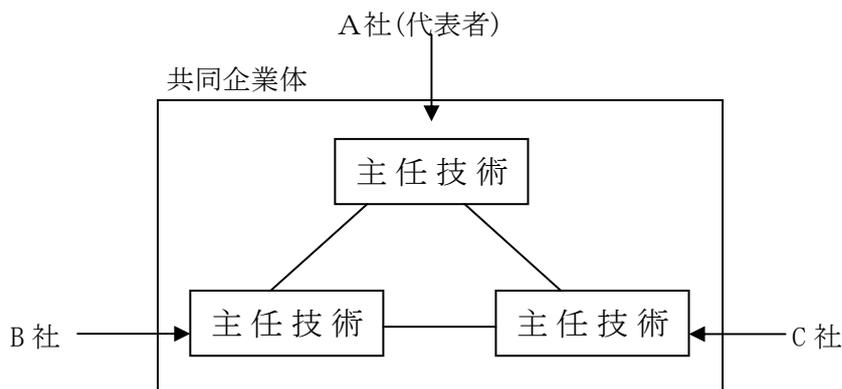
昭和 62 年の中央建設業審議会答申および建議により、共同企業体の活用にあたっての基本的な考え方が示され、「共同企業体運用準則」が定められています。

この中で技術者の扱いは次のとおりとなっています。

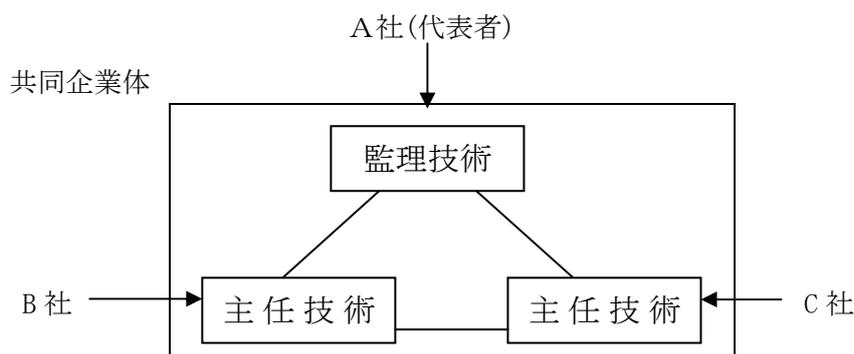
- (1) 特定建設工事共同企業体と技術者全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に配置することを要件としています。

例えば、特定建設工事共同企業体が請け負った公共工事では、当該建設工事を施工するために 3,000 万円以上(建築一式工事にあつては 4,500 万円以上)の下請契約を締結する場合、特定建設業者である構成員の一家以上(通常は代表構成員を含む)が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ専任で配置することが必要です。

なお、主任技術者は国家資格を有する者でなくてはなりません。発注機関が例外措置として緩和することが認められています。(公募条件などに示されている)



(1) 下請負契約の総額が
3,000 万円(建築一式工
事では 4,500 万円)未満
の工事の場合



(2) 下請負契約の総額が
3,000 万円(建築一式工
事では 4,500 万円)以
上の工事の場合

(2) 経常建設共同企業体と技術者

経常建設共同企業体では、各構成員は共同施工を確保するため、技術者を適正に配置し得る者でなくてはなりません。具体的には各構成員は以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 当該経常建設共同企業体の登録部門に対応する許可業種に係る監理技術者となることができ
る者または国家資格者を有する主任技術者を有していること。
- ② 工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。なお、工事現
場毎の配置の考え方は特定建設工事共同企業体と同じです。

(企業体の2つの方式について)

① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に関して、技術力を結集することで工事の安定的施工を確保するため、工事の規模や性格等に照らして、共同企業体の施工が必要と認められる場合に、その工事ごとに結成する共同企業体。

② 経常建設共同企業体

中小建設業者等が、継続的な協業関係を確保することでその経済力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。

(中小とは資本金3億円以下又は従業員300人以下)

24 建政技第 361 号
平成 25 年(2013 年)3 月 13 日

発注機関の長 様

建 設 部 長

「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」及び「建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについての一部改定」について（通知）

このことについて、平成 25 年 2 月 5 日付け国土建第 349 号による「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の通知に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務の手続きを下記のとおり定めましたので、事務処理に当たりご留意願います。

また、この取扱いに伴い、建設工事等現場代理人の兼任に係る取扱いを下記のとおり一部改定しますので、併せてご留意願います。

なお、国の通知日以降の契約で、適用日に契約中の工事において、既に専任を要する主任技術者を兼務している工事がある場合は、主任技術者兼務届の様式に準じて届けをするよう受注者に依頼してください。

記

- 1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて（別記 1）
- 2 建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱い（別記 2）

長野県建設部	建設政策課	技術管理室
(室長)宮原宣明		
(基準指導班)	関 克浩	宮尾賢治
電 話	026-235-7312	
防災無線	8-231-3330	
(入札・契約班)	石田良成	宮下佳代子
電 話	026-235-7313	
防災無線	8-231-3347	
ファクシミリ	026-235-7482	
E-mail	gijukan@pref.nagano.lg.jp	

(別記1)

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年3月13日

平成25年2月5日付け国土建第349号による、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の通知に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務の手続きについて、当面の間、以下のとおり取扱うこととする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断する。

第2 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。 (監理技術者には適用されません。)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔が5 km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

(別添 国土交通省「1. 専任の主任技術者の兼務可能」参照)

第3 主任技術者の兼務に関する手続き等

1 主任技術者兼務届の提出が必要な者

請負代金額が2,500万円（建築一式工事である場合は5,000万円）以上の県発注工事の受注者で、主任技術者が他の工事と兼務する場合。

2 主任技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した県発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に、「主任技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を県発注工事の発注機関の長に提出する。
- (2) 既に受注している県発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を県発注工事の発注機関の長に提出する。

第4 適用時期

平成25年4月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(様式1)

主任技術者兼務届

平成 年 月 日

発注機関の長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて、主任技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

なお、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、届け出たいずれの工事についても、適正な施工を行います。

主任技術者氏名		
主任技術者連絡先		通常： 緊急時：
当該 県 発 注 工 事	工事名及び 工事場所名	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日
	請負代金額	円
	主任技術者 兼務期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
	備 考	
他 の 工 事	工事名及び 工事場所名	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日
	請負代金額	円
	発注者名	
	監督員氏名	(連絡先)
備 考		
兼務条件の確認	取扱い第2の以下の兼務条件を全て満たしています。 (1) <input type="checkbox"/> 対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事である。 <input type="checkbox"/> 相互に調整を要する工事である。 具体的理由： _____ _____ (2) 工事現場相互の間隔が5 km程度である。約 _____ km (3) 工事の数は、専任が必要な工事を含む2件である。 (4) いずれの工事でも監理技術者ではない。 注 (1)の <input type="checkbox"/> のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をし、具体的理由を必ず記入してください。 (2)に工事現場相互の間隔を記入してください。	

(別記2)

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成 23 年 9 月 28 日
(最終改正 平成 25 年 3 月 13 日)

長野県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 10 条第 3 項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項」（以下「留意事項」という。）第 10 条関係の 1 の（2）について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第 1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 県発注工事等の間で認める。ただし、国又は市町村の工事等（以下「市町村工事等」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事等の数は、2 件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2 件とも 2,500 万円未満（当初契約）のものとする。ただし、平成 25 年 2 月 5 日付け国土建第 349 号通知における建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱いについてに該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2 件とも同一事務所管内(10 ブロック内)に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する県発注工事等の現場には連絡員を配置する。

2 兼任を認めることができない工事

- (1) 交通量 10,000 台/日以上 の片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。

3 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第 4 節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。

- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

4 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

- (1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届の提出

- (1) 県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（県工事等間の兼任）（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (2) 市町村工事等との兼任の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ（既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼任する場合は、市町村工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（市町村工事等との兼任）（様式1-2）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。

2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 発注機関による契約者への回答

(1) 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

(2) 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ契約者に返却する。

第3 適用時期

平成23年10月1日以降入札公告する工事等から適用する。

平成25年4月1日現在契約中の工事等及び同日以降契約する工事等から適用する。

(様式 1 - 2) (表面)

現場代理人兼任届 (市町村工事等との兼任)

平成 年 月 日

県発注工事発注機関の長 様

住 所
商号又は名称

代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第 10 条第 3 項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： 緊急時：
新たに兼任する工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	現場代理人兼任期間	
	発注機関名	
	監督員氏名	(連絡先)
	備 考	
と現 な 場 っ 場 て 代 い る 理 工 事 人	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	現場代理人兼任期間	
	発注機関名	
	監督員氏名	(連絡先)
	備 考	

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

(国又は市町村発注機関の承認欄)

上記内容について承認します。

平成 年 月 日

発注機関名 印

(裏面)

現場代理人の兼任を発注機関が認めない場合は、次欄に記載のうえ契約者に返送してください。

上記工事の現場代理人の兼任については、兼任を認めませんので、新たな現場代理人を選任のうえ報告してください。

平成 年 月 日

発注機関の長

印

(様式2)

連絡員配置届

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称

代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので、連絡員について届け出ます。

工 事 名		
工 事 箇 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通 常 連 絡 先	
	緊 急 時 連 絡 先	
備 考		

(注) 現場代理人の兼任は、以下の全ての事項を条件として承認するので留意すること。

- ①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- ②現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- ③土木工事安全施工技術指針第1章第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- ④現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- ⑤既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- ⑥兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。